

平成27年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第94号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月14日
議案第95号	宝塚市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第96号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第97号	平成26年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第98号	平成26年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第133号	町の区域の変更について	可決 (全員一致)	
議案第134号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第135号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第136号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第137号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第138号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第139号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第140号	平成26年度宝塚市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決 (全員一致)	
議案第141号	平成26年度宝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決 (全員一致)	

平成27年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第94号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
東洋町地区における地区計画の都市計画決定にあわせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地又は用途に関する事項等の制限を建築基準法第68条の2の規定に基づき、当該地区計画区域内における建築物の制限として追加するため、条例を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 地区計画区域内の高さ制限はどのようになるのか。また、その基準はあるか。
答1 戸建て住宅は近隣の住居地と同じ10メートル、商業施設は市庁舎3階軒の高さと同じ20メートル、集合住宅は議会棟の高さと同じ31メートルとしている。地区内にある市庁舎の高さを基準に都市計画審議会に諮り決定した。
問2 地区内にマンションが現在建築中であるが、31メートルの高さになるとかなり圧迫感がある。今回の基準は近隣で一番高い建物ということで市庁舎の議会棟の高さなのか。武庫川対岸や近隣のマンションなどの高さはどのくらいになるのか。
答2 当該地区の用途地域は工業用地であるため、もともとは高さの制限はないが、景観等への配慮から高さを制限するため開発事業者と協議した。高さ制限するにあたっての基準というものはないが、地区計画区域内の市庁舎の議会棟の高さに合わせ、高さの制限を31メートルとしたもの。
問3 今回定められるような地区計画区域内の建築物の制限は、今後の状況の変化により、不都合が生じた場合には、住民の意思により変更可能なものか。その場合には、商業者も含め、地域の総意が必要となるのか。
答3 本制度は、今後の状況を見て改正可能な制度であり、現在の制限を緩めるというものでなければ、都市計画審議会の諮問、答申を受け変更できるものとする。その場合、基本的には地元の総意が必要である。また、地区計画区域内で商業施設地区、集合住宅地区、戸建住宅地区など、それぞれ地区整備計画を定めているため、いずれかの地区整備計画を変更する場合でも、地区計画の変更という扱いで、他の地区整備計画地域にも説明し、了解を得ていく手続となる。
自由討議 なし
討 論 なし

審查結果	可決（全員一致）
------	----------

平成27年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第95号 宝塚市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>いわゆる第5次地方分権一括法が平成27年6月26日に公布され、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築審査会の委員の任期を条例で規定することとされたことから、委員の任期に関する規定を追加するため、条例を改正しようとするもの。</p>
論 点	なし
＜質疑の概要＞	<p>問1 建築審査会の委員は、これまで任期の定めがなく、今回の改正で2年の任期とされることだが、委員は何期まで就任できるのか。</p> <p>答1 条例には委員の就任年数の上限は定めていないが、審議会等の運営に関する指針で、委員を再任する場合は、原則、引き続き10年を越えないものとされている。</p> <p>問2 建築基準法第80条で、再任を妨げないことが定められているが。</p> <p>答2 今回の条例改正も、建築基準法と同様に「委員は、再任されることができる」とする改正である。</p> <p>問3 現在の委員は、だいたい何年ぐらい務めているのか。</p> <p>答3 現在の7名の委員のうち、短い委員は2年、長い委員では12年努めている。指針では原則10年を越えないとなっていることから、12年の委員については、現在後任を探しているところである。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第96号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画についての調査、審議を行うため、新たに宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を設置するとともに、現在設置している宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を廃止するため、条例を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 今後の基本計画策定にあたっては、候補地の検討など、委員の負担も大きくなる。これまでの基本構想策定時点と、委員数は同じだと思うが、委員の入れ替わりはあるのか。</p> <p>答1 知識経験者4人、市内の公共的団体等の代表者5人、公募による市民4人と委員構成に変更はない。委員の交代については、より具体的な内容を定めていくことから、専門的な見地で基本構想検討委員会にも関わっていただいた知識経験者4人は引き続きお願いしたいと考えている。市内の公共的団体等の代表者の5人うち、環境衛生推進協議会からの選出1人を自治会ネットワーク会議からの推薦とし、その他の公共的団体等の代表者についても新たに推薦を依頼する。公募による市民の委員4人は新たに公募する。</p> <p>問2 候補地の検討にあたり、委員は地域に偏りのないようになりたいが、候補地は、現在地も含めての検討となるのか。</p> <p>答2 新ごみ処理施設の建設候補地については、現在のところ白紙の状態からスタートしている。選定基準を設定し、順次作業しながら候補地を絞っていきたい。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

議案番号及び議案名

議案第97号 平成26年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案第140号 平成26年度宝塚市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案の概要

（議案第97号）

平成26年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

（収益的収支）

収入総額（仮受仮払消費税を含む決算額） 46億7,640万5,926円

支出総額（仮受仮払消費税を含む決算額） 63億3,513万3,738円

差し引き16億5,872万7,812円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、17億2,057万5,466円の純損失となった。

（資本的収支）

収入総額 13億5,095万6,868円

支出総額 37億1,047万9,068円

差し引き23億5,952万2,200円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

（議案第140号）

補助金等で取得した固定資産の過年度分の収益化の処理を行ったことなどにより、資金の裏付けのない未処分利益剰余金が増加したため、平成26年度末の未処分利益剰余金残高97億7,047万286円のうち83億2,864万1,050円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点

（議案第97号） 現状と今後の見通しについて

（議案第140号） なし

<質疑の概要>

問1 中山、山本エリアに給水を行っている県営水道の多田浄水場は、現在32～33年稼働しており、建物の老朽化が進んでいる。本市は今後県営水道からの給水量をふやしていく方針であると聞いているが、心配はないのか。

答1 多田浄水場については、浄水施設は耐震化ができておりと聞いており、特に問題があるとは聞いていない。現時点で供給に不安があるとは認識しておらず、県営水道の申込量25,550立方メートルの受水に向けて取り組みを進める。

問2 併徴している水道料金と下水道使用料において一部入金があった場合の充当先の考え方に疑問があり、監査委員から滞納整理における時効の起算日の考え方が

曖昧であることや、交渉記録等があまり記載されていない事例があるなどの指摘も受けている。マニュアル等を作成して取り組んでいるが、内容的に不十分ではないか。

答2 マニュアル等については未整備の部分もあり、現在お客様センターと共にマニュアル作りの検討を進めている。

問3 税や使用料は公平公正であることが大切。本来払うべきものであるのに払っていない人がいるというのは不公平である。生活に苦しい家庭には納付相談も必要だが、払える家庭からはきっちりと徴収することが基本だと思われる。債権放棄を行ったもので、滞納者が行方不明であるというものがあるが、本市他部局で行方不明者の徴収を行っている事例はないのか。また、そのような事例について、他部局や他市に対して調査研究を行っているのか。

答3 郵便物が届かなかったため、お客様センター職員が訪問し、居住実態がないことを確認。住民基本台帳も調査し、転居先が判明すれば訪問等するが、実態として転居先にも居住していない場合は行方不明として処理をしている。他市の状況については現在のところ調査はしていない。庁内的には、市税収納課と未納者の情報共有などの協議をしたことはあるが、個人情報取り扱いの問題等もあり、市税担当との連絡調整は十分ではない。今後、マニュアルの作成や徴収方法について市税の担当からもノウハウを吸収しながら、前向きに取り組んでいきたい。

問4 以前、市立病院が弁護士法人に債権回収を委託した際に、水道局にも市立病院と同様に委託してはどうかとの提案をし、検討するとの回答を受けたと思うが、その後どうなったのか。

答4 債権回収の弁護士法人への委託は、水道料金や下水道使用料でも可能であると思われるが、現在、受付業務や債権管理も含め包括委託として、お客様センターに業務を委託している。

問5 水道事業の長期的な見通しでは、阪神水道企業団からの受水関連費用を含め、当面赤字が続くことが予測されている。赤字を解消するためには料金改定しか方法がないように思えるが、上下水道局がやるべきことをやっていないと市民の理解は得られない。債権回収については十分取り組んでいるのか。

答5 包括委託の開始以降、水道料金は現年度分、過年度分とも収納率が毎年上がってきている状況にある。委託先であるお客様センターとは毎月定例的に問題解決等のための協議を行っており、徴収の仕方について一層の努力が必要であると判断した場合は、お客様センターに対して指導したい。それでも効果が上がらなければ、別の方法も考える必要があると思われる。

問 6 変更契約について、変更金額が大きい案件がいくつかあり、中には指示書を発行せずに口頭で業者に指示を行っているもの、現地調査等で事前にわかるような内容でも追加工事にあがっているものなどがあり、監査委員にも指摘されている。以前からも同様の指摘がされているが、どのように考えているのか。

答 6 以前から監査の指摘を受けており、契約の仕方の認識に問題があると考え、昨年 4 月以降、契約の基本的な考え方の職員研修の実施や、指摘事項について再度同じことがないように所属長から指示を徹底させるなどの取り組みを進めてきた。今回改めて監査から指摘を受け、再度各所属長に指示をし、担当職員に指摘事項の周知・徹底を図っている。また、指示書の発行については追加工事が 500 万円以上の場合等のルールがあり、概算で判断をして発行しているが、概算では 500 万円未満であったものが、実際の積算では 500 万円を超える額となったものである。

問 7 以前、水道料金の見直しで、月 10 立方メートル未満の使用について、実質値下げとなる改定を行った際にも、管路の耐震化や上下水道庁舎の建て替え等もあり、資金が必要であるのに値下げしてもよいのか確認したところ、包括外部委託などで人件費削減等の経営努力で対応するとのことであった。今回、平成 32 年度までの経営予測を出していただいたが、毎年 2 億円以上の赤字が続く予測となっている。今後収益が上がるような理由はあまりないと思われるが、いずれは料金値上げとなるのか。

答 7 平成 26 年度決算をベースとした中長期的な見通しでは、具体的な改善の取り組みを行わなければ、毎年 2 億程度の赤字が続くものと考えている。現在、平成 27 年度を計画期間終了とする水道マスタープランに続く、平成 28 年度からの 10 年間の経営戦略を策定しており、その中で、費用削減を中心とした経営の改善策や資産の有効活用にも取り組み、安定的な経営を目指したい。料金については、早々に引き上げをしなければならないような状況ではないと認識している。

問 8 一般会計からの繰入金で、斑状歯対策の金額が前年度と比べて 33 万円ふえている。対象者に変更はないと思うが、増額の理由は。

答 8 平成 26 年度の新規認定はなく、治療された人は 6 人。治療内容により治療費は変わるため、前年度との違いが生じている。

問 9 廃止予定の浄水場や施設の有効活用等、資産運用に関しての検討はどこまで進んでいるのか。

答 9 平成 30 年度に阪神水道企業団からの計画水量全量受水を予定しており、それに併せて小林、亀井浄水場は廃止を予定している。廃止後の両浄水場用地の活用については、具体的にはまだ詳細が決まっておらず、できるだけ早く方向性は出し

たいと考えている。

問10 現在平成27年度で、小林、亀井浄水場を廃止する平成30年度までの期間があまりないが、資産運用に関する研究はしているのか。

答10 基本的には、売却するか、賃貸等で活用するかの決定が大きなポイントと考えている。どちらが将来的に、市全体若しくは水道企業体にとって有利かを検討し、一定の方向性を出したい。

問11 人口が減少していく中で、阪神水道企業団からの受水の開始、またこれまでどおり県営水道からも受水するとのことで、経営が苦しくなると思うが、今後の経営についてどのような方針を持っているか。

答11 人口も年々減少の傾向であり、分担金収入も大きく増加する見込みはない。また、節水機器等の普及により、一人あたりの水道使用量も減少の傾向にある。そのため、収入面を伸ばすという方策は難しいと考えており、経費削減を重点的に考えざるを得ない。資産の有効活用や企業債の利息部分の改善などを様々な方法で経費を削減し、安定的な経営に持っていきたい。具体的には平成28年度からの水道事業の経営戦略で定めていきたい。

問12 県営水道は受水料金が高く、一定量受水しなければならない。経費削減に当たっては、人件費削減でこれ以上職員を減らすのではなく、県営水道の受水量見直し等も行うべきではないか。

答12 県営水道については、平成30年度の段階で一日最大25,550立方メートルの受水をし、現実的にはその7割程度となる見込み。今後、人口減少や水道の使用量が減っていく中、受水量を拡大する考えは今のところない。受水料金については、県で見直しを予定しており、値下げの議案を県議会に提案する予定と聞いている。本市も受水料金が安くなるよう要望していきたい。

問13 平成30年度から阪神水道企業団から計画水量全量受水となるが、水道料金の値上げについてはどのように考えているのか。

答13 阪神水道企業団からの受水に伴い、水道料金を値上げする考えは、今のところ一切ない。

問14 平成25年10月から開始した、包括委託の成果は出ているのか。

答14 包括委託後、平成26年度の決算では徴収率が現年度で約99%まで上昇している。また、苦情件数についても極端に減っている。納付相談、訪問件数についてもふえており、以前よりきめ細かな納付相談ができていると考えている。

問 1 5 行方不明となっている人には何らかの理由がある。水道料金の滞納だけでなく、民間の金融会社にも借金があったり、DVにあっていることも考えられる。探し当てて取り立てるのではなく。生活実態に合った慎重な対応をすべき。探し当てて取り立てたような事例はあるのか。

答 1 5 一時行方不明者で、居住場所がわかり訪問し納付誓約を受けたという事例の件数は少ないがある。DVの関係では、窓口サービス課から通知があるため、慎重に対応している。

問 1 6 広島県や横浜市、大阪市、浜松市など、民間の力を活用した先進的な事例が見受けられる。本市でもPPP、PFI、コンセッションなどの民間の活用を考えていただきたい。平成28年度からの経営戦略の中に盛り込んでいただきたいが。

答 1 6 国からも経営改善のための基本的な考え方の中で民間活力の推進の項目もあり、具体的にはまだ明らかではないが、民間活力推進の余地はあると考えており、より積極的に広げていきたい。ただし、運営権を売却するコンセッション方式については、本市の規模では難しい。

問 1 7 平成28年度からの経営戦略は、管路や施設の更新等のアセットマネジメントを反映したものになるのか。また、アセットマネジメントの費用を反映した場合、現在の経営予測より、赤字が増加するのではないか。

答 1 7 アセットマネジメントの費用を含めたものを考えており、収支を算定し、技術的な裏づけのある経営戦略をつくる。経営予測については、更新費用の平準化等により、現在の経営予測にできるだけ近づけていきたい。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果

議案第97号 認定（全員一致）

議案第140号 可決（全員一致）

平成27年第4回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第98号 平成26年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案第141号 平成26年度宝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案の概要

(議案第98号)

平成26年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの

(収益的収支)

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 43億9,197万5,996円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 46億8,787万6,093円

差引2億9,590万9,749円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、2億9,290万4,749円の純損失となった。

(資本的収支)

収入総額 14億4,625万5,310円

支出総額 31億1,564万1,657円

差し引き16億6,938万6,347円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

(議案第141号)

補助金等で取得した固定資産の過年度分の収益化の処理を行ったことなどにより、資金の裏付けのない未処分利益剰余金が生じたため、平成26年度末の未処分利益剰余金残高14億242万391円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点

(議案第98号) 現状と今後の見通しについて

(議案第141号) なし

<質疑の概要>

問1 上下水道審議会の新しい委員が決まったとのことだが、これまでに出されている答申をどのように反映し、審議していくのか。

答1 昨年3月7日付で、下水道事業経営のあり方について上下水道事業審議会に諮問を行い、9回の審議を経て、本年3月25日付で答申をいただいた。その骨子は、「今後とも、持続的かつ安定的に下水道サービスを提供していくためには、財政基盤を確立し、継続的に経営健全化を図ることが必要である。そのためには、経営健全化の取組みなど企業としての経営努力が第一であることはもちろんであるが、必要最小限の下水道使用料の引き上げ改定を行わざるを得ない。」とされて

おり、それを踏まえ、現在、水道局内部の協議や市内部との協議により、諮問内容について検討しているところである。また、委員の任期は2年となっており、10月4日以降新たな委員に変わるため、答申の内容も含め、改めて審議いただく。

問2 下水道使用料の値上げについては、市民の理解が不可欠である。市民の理解を求めるための方策は。

答2 過去から指摘もあり、下水道経営のPR不足は認識している。そのことを踏まえ、平成23年11月以降、広報たからづかに下水道経営の状況や下水道管の情報等について、継続して情報提供している。また、過去から上下水道モニターとして毎年約20名程度の市民を募集し、下水道事業の状況を説明し、周囲の人へも周知をしていただくようお願いしている。少しずつではあるが、下水道経営の状況は市民へ周知されてきているものと考えている。

問3 水道料金と違って、下水道使用料は既に値上げの話に入っている。これから市民にこれ以上の負担を強いることになるのであれば、監査委員からの指摘にもあるように、上下水道局として値上げのための十分な企業努力をした上で、市民の理解を得る必要がある。水道料金と同様に下水道使用料徴収のルールを定めると、滞納整理の取り組みなど、しっかりとした債権管理をしなければならないのではないか。

答3 監査委員の指摘については真摯に受け止めており、相対的な改善に全力で取り組んでいきたい。

問4 繰入率の引き下げと使用料の値上げはセットであり、使用料の値上げを先送りにしてきた結果、下水道事業の赤字化が進み、経営状況が悪化している。下水道使用料の値上げと一般会計からの繰り入れについて、どのように考えているのか。

答4 下水道使用料の引き上げについてはやむをえないが、まずは経営努力を、また一般会計からの繰り入れの増額を検討する必要があるという答申内容であり、どのようなことができるか現在協議中であるが、一定の方向性が出た状況にはない。

問5 値上げしたいという話だと思うが、議案はいつ上がるのか。それともまだ市民の理解を得ていないとして検討するのか。

答5 遅くとも今年度中には一定の方向性を出し、考え方を整理した上で、議会にも議案を提案したいと考えている。

問6 答申の中では、生活保護世帯に対する福祉減免について見直しをすべきと書かれているが、生活保護世帯の生活実態は本当に苦しいものがある。この本市の制度はよい制度であり、継続していただきたいと思うが、上下水道局の見解は。

答 6 阪神各市で部分的に、同様の制度が廃止の方向に向かっているため、見直すべきとの意見をいただいている。また、昨今の社会経済情勢等に配慮する必要はあると答申に書かれていることも踏まえて、今後検討していきたいと考えている。

問 7 汚水管路の耐震化事業については、少しずつではあるが進んできていると聞いているが、東北や東日本でも集中豪雨で被害を受けており、計画に沿って少しでも早く整備を進めてほしい。現在の進捗状況は。

答 7 現在策定している汚水管路の長寿命化計画のうち、重点実施している重要な管路の長寿命化耐震化率については、平成 26 年度末で 20.5%であり、総合計画の前期目標である平成 27 年度末の目標値 23%に向けて、現在着手をしており、達成できる見込みとなっている。また、総合計画の後期基本計画についても目標を 47%に引き上げ計画を実施する予定である。

問 8 昨年大雨で西谷の合併処理浄化槽が流されたように、集中豪雨の際の水の威力は恐ろしいものがある。水と震災の両方のことを考え、汚水管路の耐震化を達成目標以上に進めていくことが大事であると考えている。

答 8 汚水管路の耐震化や雨水管渠の整備については、災害を防除する意味で重要なことだと考えている。汚水管路については耐震化を進めると同時に、財源確保の観点から国土交通省の新たな補助メニューに常にアンテナを張りながら、国や県から情報を収集し、できるだけ早く手をあげていく体制を整えている。また、雨についても現在進めている雨水管渠 79.1%をできる限り推進していくように、同様に国庫補助金等の施策を活用しながら進めていきたいと考えている。

問 9 下水道事業における経営努力とは、どういうことであると考えているのか。

答 9 下水道会計については以前から基本的に経費圧縮を進めてきており、人件費の削減も進めてきたが限界に近い状況にあり、これ以上の削減は難しい状況にある。国のモデル事業として下水管路の包括委託をやっているところもあり、今後の課題として包括委託による経費削減も含め経営努力はしていきたい。これまで収益の増もできておらず、人件費中心の削減であったため、もう少し多方面から経営の効率化を考えていきたい。

問 10 上下水道局が努力してきたことは理解できるが、災害対策を考えると莫大なコストがかかり、赤字を解消できるわけがない。災害対策としては、雨水の整備であり、一般会計からの繰り入れなど、市全体として考えていく必要がある。

一方で、収益を上げる取り組みとして、飲料水とは別に生活用水として雨水を活用するなど、さまざまな視点から考えていくことが必要ではないか。

答 10 現在は、水道法の水質基準に合った水質処理をしないといけないことが大き

な縛りになっているが、一方で、世界的には、ISO基準の中に世界標準を作ろうという動きも出てきている。日本の水道の水準は高く、海外の企業が日本に参入する障壁になっていることもある。今後国で、水質の基準や使用目的別の水質などの考え方が新たに出てくれば、それに準じた事業の進め方が可能となる。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 賛成はするが、一般会計の繰り入れを減らしたことによる、赤字を放置してきた結果、料金値上げしかない状態になっている。

収益を上げる企業努力などを考え、今後の経営の方向性を示し、市民にしっかりとPRしていただきたい。

審査結果

議案第98号 認定 (全員一致)

議案第141号 可決 (全員一致)

平成27年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第133号 町の区域の変更について	
議案の概要	
宅地造成工事の進捗に伴い、山手台東3丁目及び4丁目の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	宝塚山手台の開発は、人口の増減やそれに伴う交通量の変化等の影響もあると思うが、変更なく当初の計画どおり進められているのか。
答1	本計画は昭和61年に都市計画法の許認可を受け、平成25年3月時点で約3分の2の整備が進められている。その間、随時計画の見直しが行われており、大きくは集合住宅を戸建て住宅に変える変更となっている。結果、計画人口が2割程度減少しており、それに伴い交通量についても減となっている。
問2	今回の町の区域の変更は、工事が進んでいく中で発生したことだが、当初の調査が曖昧だったのではないか。早期に予想はできなかったのか。また、開発が変更になったことにより、当初の計画より乱開発になっているのではないか。
答2	当初、岩盤等の調査も行い工事を進めているが、時代の変遷の中で住宅供給数が変わり、区域の完了ごとに計画変更を行っている。集合住宅から独立住宅への変更や緑地面積をふやすような形で変更されており、当初計画より851戸供給戸数が減少となっているため、岩盤を削ってまで開発する必要がなくなった。そのため住宅を建築する位置に変更が生じ、道路の位置も変わったため、町の区域の変更が発生したもの。
問3	開発計画は住宅だけの計画か。
答3	道路、公園、学校等公共施設の整備もあり、当初計画に基づき関係部署と協議し開発許可をしている。開発事業は、区域内に新しいまちをつくるものであり、そのために必要な公共施設や戸建て住宅区域、集合住宅地域、商業施設を設置する地域等を計画しながら、全体の計画を作り整備していくもの。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第134号 市道路線の認定について 議案第135号 市道路線の認定について 議案第136号 市道路線の認定について 議案第137号 市道路線の認定について 議案第138号 市道路線の認定について 議案第139号 市道路線の認定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>都市計画法第40条第1項及び第2項による土地の帰属に伴う管理引継により、それぞれ新規認定をしようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 参考資料として添付されている現地の写真では、資材等で隠れている部分があり、適正な状態か確認できないものもある。担当課では適切な現地確認を行なっていると思うが、添付写真でも判断できるような配慮はできないか。</p> <p>答1 現地確認は適切に行っている。今後、写真の撮り方や撮影するタイミング等に留意し、判断できる写真を添付する。</p> <p>問2 議案第139号の市道4440線は、以前は平井公園への通り道になっていたところだが、現状の道路は安全に公園へ行くことができるか。</p> <p>答2 この住宅の中の道を通るため、これまでより安全が確保されたと考えている。また、アスファルト舗装されていることから従前より安全である。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果</p> <p>議案第134号 可決（全員一致） 議案第135号 可決（全員一致） 議案第136号 可決（全員一致） 議案第137号 可決（全員一致） 議案第138号 可決（全員一致） 議案第139号 可決（全員一致）</p>